

令和5年度 認定こども園入園案内

令和4年10月20日

大 樹 町

大樹町では令和5年度の認定こども園の入園児童を次のとおり募集いたします。

記

1. 募集する認定こども園の定員

区 分	園 名	定 員	区 分	園 名	定 員
法 人	認定こども園たいき (保育所部門・幼稚園部門)	155名	町 立	尾田認定こども園 (保育所部門・幼稚園部門)	30名

※各園ともに保育所型認定こども園です。

2. 募集対象児童

☆保育所部門

年齢区分	生 年 月 日
0 歳 児	令和4年4月2日生から令和4年6月1日生ままで
1 歳 児	令和3年4月2日生から令和4年4月1日生ままで
2 歳 児	令和2年4月2日生から令和3年4月1日生ままで
3 歳 児	平成31年4月2日生から令和2年4月1日生ままで
4 歳 児	平成30年4月2日生から平成31年4月1日生ままで
5 歳 児	平成29年4月2日生から平成30年4月1日生ままで

☆幼稚園部門

年齢区分	生 年 月 日
3 歳 児	平成31年4月2日生から令和2年4月1日生ままで
4 歳 児	平成30年4月2日生から平成31年4月1日生ままで
5 歳 児	平成29年4月2日生から平成30年4月1日生ままで

3. 認定こども園に入園できる基準（保育所部門）

児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保護者に代わってこども園（保育所部門）が保育する必要性があると認められた場合に限りです。

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む。ただし、一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
- ② 妊娠、出産（妊娠～出産月の翌月から3か月まで）
- ③ 保護者の疾病、傷害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（就職するために必要な資格の取得、職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※こども園への入園については、希望者が多数いるため希望するこども園へ入園できない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。なお、こども園が満所により不承諾となった場合は、入園待機児童として取り扱われ、空きが出た時点で、待機児童及び途中入園希望者の中から保育の必要度について選考を行い、再度承認・不承認の決定を行います。

4. 利用受付票（仮申請）の提出について

- 1) 提出期間 令和4年11月14日（月）～11月25日（金）
- 2) 提出書類
 - ① 令和5年度認定こども園利用受付票
 - ② 保育の必要性を証明する書類 ※保育所部門のみ提出
 （雇用証明書（デジタル化推進に伴う内閣府通知により、雇用証明書の事業主の押印不要、標準的様式での提出可といたします。）・介護認定書・母子手帳・在学証明書・診断書・障害者手帳の写し等）
- 3) 提出先 らいふ 保健福祉課児童保育係
- 4) その他 現在、入園しているお子さんについても手続きが必要です。

5. 入園申込書一式（本申請）の提出について

利用受付票（仮申請）の取りまとめ後、改めてお知らせいたします。

6. 途中入園について

年度途中に入園を希望する場合についても、当初入園と同様の書類を提出してください。ただし、入園決定時期については、原則、入園希望日の1カ月前に行いますのでご留意ください。申請日と入園希望日の間が1カ月に満たない場合は、即時決定いたします。

7. 認定こども園の住所と電話番号（問合せ先）

区分	園名	住所	電話番号
法人	認定こども園たいき	大樹町西本通73番地1	6-2568
町立	尾田認定こども園	大樹町字尾田420番地	7-5429

※法人運営主体は、社会福祉法人 大樹福祉事業会（理事長 佐藤 英道）です。

8. 利用受付・入園申込等の問い合わせ先

保健福祉課児童保育係（担当：木田・山口）	電話 6-2700（直通）
----------------------	---------------